

アンケートに関する参考資料

市のごみの処理量は、合併以降、平成１８年度をピークに減少傾向にあります。環境センターにおけるごみ処理経費は、県内他市町と比較しても高くなっています。

環境センターでは、昨年のダイオキシン問題を踏まえ、安定した稼働運転に努めていますが、同時に、ごみ処理経費削減のためにも、ごみの減量化と資源化を進めることが重要な課題となっています。

このためには、市民お一人ひとりの積極的な取り組みが欠かせません。皆さんのご意見を一層のごみ減量や資源化推進の参考とするため、アンケートを実施しますので、参考にしてください。



県内のごみ処理費等の状況

県内のごみ処理費等の状況をみると、一人あたりの処理費では高島市が 18,847 円と最も高く、最も低い日野町の約 2.5 倍となっています。また、1 t あたりの処理費では、野洲市が 62,843 円と最も高く、最も低い竜王町の約 2.5 倍となっています。

平成 25 年度実績

	人口（人） 10 月 1 日	ごみ総排出量 （t）	1 人/日あたりの 総排出量 （g/人日）	ごみ処理経費 （千円）	ごみ処理経費 1 人あたり（円）	ごみ処理経費 1 t あたり（円）
高島市	52,292	18,706	980	985,527	18,847	53,954
大津市	342,394	114,772	918	4,683,137	13,678	45,311
彦根市	112,691	45,777	1,113	1,118,716	9,927	26,014
長浜市	123,071	37,624	830	1,009,551	8,203	27,092
近江八幡市	82,292	27,478	915	1,152,593	14,006	44,679
草津市	126,853	43,346	936	1,216,733	9,592	31,357
守山市	79,866	24,633	845	985,206	12,336	39,995
栗東市	66,741	19,207	788	887,032	13,291	46,183
甲賀市	93,440	29,687	870	1,250,452	13,382	42,209
野洲市	50,889	14,619	787	850,333	16,710	62,843
湖南市	54,918	15,895	793	548,774	9,993	36,192
東近江市	116,329	32,791	772	921,813	7,924	29,695
米原市	40,558	10,401	703	367,204	9,054	35,359
日野町	22,449	6,699	818	167,666	7,469	27,755
竜王町	12,734	4,051	872	99,213	7,791	24,503
愛荘町	21,232	4,526	584	165,645	7,802	36,590
豊郷町	7,388	2,215	821	80,265	10,864	36,237
甲良町	7,543	2,501	908	75,122	9,959	32,534
多賀町	7,787	2,081	732	85,564	10,988	48,588

ごみの分け方・出し方

詳しくは各地の「ごみの分け方・出し方」や「ごみカレンダー」をご覧ください。

○燃やせるごみ

・プラスチック類・発砲スチロール・アルミホイル・生ごみ・衛生用品・綿くず・布・革・ゴム・靴・CD・DVD

○燃えないごみA類

・陶磁器類（茶わん・皿・花びん・植木鉢など）・ガラス製品類（コップ・窓ガラスなど）
・電球

○燃えないごみB類

・小型金属類（スプレー缶・フライパン・はさみ・ホーロー鍋など）
・小型電気製品類（アイロン・ゲーム機・電気コードなど）
・栄養ドリンクなどのキャップ・傘

○飲食用カン

・ビール缶・ジュース缶・お菓子の缶（クッキー、あられ、せんべい等）・缶詰の缶・ペットフードの缶・海苔やお茶葉などの缶

○飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン

・ジュースのビン・調味料のビン・化粧品のビン・海苔のビン・コーヒーのビン・服用する薬のビン・ウイスキーのビン

○ペットボトル

○廃食油

・天ぷら油など

○有害ごみ

・蛍光管・乾電池

○ガレキ類（今津、朽木地域のみ）

・陶器類・ガラス製品類・瓦・レンガ・タイル

○プラスチックボトル（高島地域のみ）

○粗大ごみ

・大型燃えるごみ（布団、たたみ、大型ポリバケツなど）
・大型木製家具（机、たんす、下駄箱など）
・大型金属製品（自転車、一輪車など）
・大型電気製品（ファンヒーター、掃除機、ストーブなどステーション備え付けのコンテナに納まらないもの）

※家電リサイクル品やパソコンリサイクル品は取り扱えません。

○新聞・ダンボール・飲用紙パック・その他古紙（雑誌）・シュレッダー紙・古紙等

生ごみ処理機・コンポストをご利用ください

【補助制度の内容】

①電気式生ごみ処理機の購入

- ・補助率 2/3 以内
- ・補助限度額 40,000 円

②コンポストの購入

- ・補助率 2/3 以内
- ・補助限度額 7,500 円

③コンポスト用基材の購入

- ・補助率 2/3 以内
- ・補助限度額 3,000 円

☆注意事項

- ・補助対象者は、高島市にお住まいの方。
 - ・購入後 1 か月以内に申請が必要です。
 - ・同一世帯につき、1 回限りの申請です。
- (①～③をそれぞれ分けて複数回申請をすることはできません。)

◎乾燥式生ごみ処理機の例



【処理前】



【処理後】

使用済小型家電のボックス回収を行っています (平成 27 年 7 月 22 日から)

回収された使用済小型家電は、リサイクルされ、また資源に戻ります。

市役所の他 8 か所に回収ボックスを設置しますので、投入口から入れてください。回収は無料です。

【回収対象品目】

携帯電話、公衆用 PHS 端末、ノートパソコン、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、録画、再生装置、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、懐中電灯、時計、理容用機器、ゲーム機、カー用品、付属品等

※上記の例示品目のうち「横 28 cm 未満×縦 17.5 cm 未満」の投入口に入るものを回収ボックスで回収します。

※回収された使用済小型家電は、すべて粉碎処理を行うため個人情報漏洩のおそれはありませんが、万全を期すため消去してから投入してください。

【回収ボックス設置場所】

- ・高島市役所・マキノ支所・今津支所・朽木支所・安曇川支所・高島支所
- ・マキノ公民館・安曇川公民館・朽木公民館